千葉県市町村職員年金者連盟規約

（名　称）

第１条　この連盟は、千葉県市町村職員年金者連盟（以下「連盟」という。）という。

（目　的）

第２条　連盟は、会員相互の親睦を図るとともに、年金制度の改善を推進し、もって会員の生活と福祉の向上を図ることを目的とする。

（事務所の所在地）

第３条　連盟の事務所は、千葉県千葉市中央区中央港１丁目１３番３号千葉県市町村職員共済会館内に置く。

（事　業）

第４条　連盟は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　共済年金の改善運動に関すること。

（２）　会員の福祉の向上に関すること。

（３）　会員の親睦に関すること。

（４）　その他、目的を達成するために必要な事項

（会　員）

第５条　連盟の会員は、次の各号に掲げる者で、連盟の趣旨に賛同し所定の加入手続きを行った者とする。

（１）　全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の年金受給資格を有する者又はその者の遺族

（２）　千葉県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員（組合員期間が、短期給付及び福祉事業のみの適用を受ける組合員のみの者を除く。）であった満６０歳以上の者で年金支給開始年齢に到達していない者（常時勤務を要する再任用職員を含む。以下「年金待機者」という。）

（支　部）

第６条　連盟に支部を置く。

２　支部は、当該市もしくは郡に包含される町村の職員として在職していた会員（一部事務組合に在職していた会員にあたっては、当該事務所の所在地の市もしくは郡内の町村に在職しているものとみなす。）をもって組織する。ただし、会員が支部を構成することとなる区域外に居住する場合等により他の支部に加入することを希望する場合は、当該地区の支部に加入することができる。

３　前項の規定にかかわらず共済組合については、共済組合に在職していた会員をもって支部を構成する。

４　支部に支部長を置き、支部長は支部を構成する会員の互選によるものとする。

５　支部の運営については、当該支部の定めるところによる。

（評議員）

第７条　連盟に評議員を置き、総会を構成する。

２　評議員は支部長をもってこれに充てる。

（総会の権限）
第８条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
（１）　規約の変更
（２）　毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
（３）　諸規則の作成及び変更
（４）　その他連盟の運営に関する重要な事項
２　会長は総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。
３　会長は前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。
（会　議）
第９条　定期総会は、毎年６月に会長がこれを招集する。
２　臨時総会及び理事会は、必要あるとき会長がこれを招集する。
３　理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
４　総会及び理事会は、それぞれ定数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
５　総会及び理事会に、議長を置く。議長は会長をもって充てる。
６　議長は、総会及び理事会の会議を総理する。議長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
７　総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。
（役　員）
第１０条　連盟に次の役員を置く。
（１）　会　長　　１人
（２）　副会長　　３人
（３）　理　事　　４人
（４）　監　事　　２人
（役員の職務）
第１１条　会長は連盟を代表し、その運営を統括する。
２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
３　理事は理事会を構成し、主要事項の執行にあたる。
４　監事は、連盟の業務を監査する。
（役員の選任）
第１２条　会長、副会長及び監事は総会において、評議員のうちから選任する。
２　理事は選挙区ごとに１人とし、当該支部長の互選とする。
３　理事の選挙区は、別表のとおりとする。
（役員の任期）
第１３条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２　役員（理事を除く。）に欠員が生じたときは、すみやかに総会を開催し補欠選挙を行うものとする。ただし、補欠選挙によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　前項本文の規定により補欠選挙を行い、後任の役員（理事を除く。）が就任するまでの

間、前任者は、なお、その職務を行う。ただし、死亡、傷病等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

４　任期満了日前３月以内に役員（理事を除く。）に欠員が生じたときは、第２項の規定にかかわらず補欠選挙は行わない。この場合において、後任の役員が就任するまでの間、前任者は、なお、その職務を行う。ただし、死亡、傷病等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

５　役員は、その任期を満了しても後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

（顧　問）

第１４条　連盟に、顧問をおくことができる。

２　顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

（事務局職員）

第１５条　連盟の事務を処理するため、職員を置くことができる。

２　職員は、会長が任免する。

（会計年度）

第１６条　連盟の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（経　費）

第１７条　連盟の運営に必要な経費は、会員の会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

（会　費）

第１８条　会員は、毎年度、次の区分により会費を負担する。ただし、次の各号により計算した額が1,000円未満のものについては1,000円とし、その額が1,000円を超えるものについて1,000円未満の端数を生じたときは50円以上100円とし、50円未満は切り捨てるものとする。

（１）　連合会から退職又は老齢の事由により年金給付を受ける者　　受給年金額（６５歳に達した後の組合員期間に応じた老齢基礎年金相当額を含む。）の千分の3.0

（２）　連合会から障害の事由により年金給付を受ける者　　受給年金額の千分の3.0

（３）　連合会から死亡の事由により年金給付を受ける者　　受給年金額の千分の1.5

（４）　年金待機者又は年金受給資格を有する者で、年金給付を受けていない者　　定額2,000円

２　会員が、年度の中途において死亡により会員の資格を失ったことに伴い、その遺族が第１項第３号に規定する年金の支給を受けることとなり新たに会員になったときは、当該年金に係る当該年度の会費については納入は要しないものとする。

３　年金額の一部を支給される会員の会費については、当該支給される支給年金額に第１項各号の定める区分に応じ計算した額とする。ただし、端数については、第１項ただし書きの規定を準用する。

４　会員となった日が１０月１日以降である者に係る会費は、第１項の規定により算出した額の２分の１とする。

５　年金待機者から年金受給者に切り替わる年度の会費は、年金待機者の会費とする。

6　年金待機者及び受給年金額から控除できない受給者の会費については振込等により、納入するものとする。

7　会費は、毎年度初期支給に係る年金(年度の中途において会員となった者の当該年度分の会費については、会員となった日以後における最初の支給期に係る年金)から控除を受けて納入する。

8　脱退若しくは年金受給権の消滅により会員の資格を失った場合、又は年金の種別の変更により会費の額に異動があった場合においても、当該年度の会費の払い戻し又は減額は行わない。

（会員の加入及び脱退）

第１９条　年金受給者が会員になろうとするときは、年金者連盟加入申込書兼委任状・依頼書（様式第１号）を会長に提出しなければならない。

2　会員が連盟を脱退しようとするときは、年金者連盟脱退届書（様式第２号）を会長に提出しなければならない。ただし、年金受給権の消滅により脱退するときは、この限りではない。

（その他）

第２０条　この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、会長が決する。

附　則

この規約は、昭和４１年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和４３年５月６日から施行する。

附　則

この規約は、昭和４４年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和４５年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和４６年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和５１年１０月１８日から施行する。

附　則

1　この規約は、昭和５２年４月１日から施行する。

2　改正後の第６条第２号の規定により互選された副会長の任期は、第９条第１項の規定にかかわらず、昭和５３年３月３１日までとする。

附　則

この規約は、理事会の決定の日から施行し、昭和５３年１０月１日から適用する。

附　則

この規約は、理事会の決定の日から施行し、昭和５５年４月１日から適用する。

附　則

この規約は、昭和５７年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、理事会の決定の日から施行する。

附　則

この規約は、昭和６０年６月１２日から施行する。

附　則

１　この規約は、昭和６１年４月１日から施行する。

２　改正後の第１４条第３項の規定は、昭和６１年４月１日以後に会員になったものについて適用し、同日前に会員になったものについては、なお、従前の例による。

附　則

この規約は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

１　この規約は、平成５年４月１日から施行する。

２　改正後の第６条第４号の規定により選出された監事の任期は、第９条第１項の規定にかかわらず、平成６年３月３１日までとする。

附　則

この規約は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成７年６月９日から施行する。

附　則

１　この規約は、平成９年４月１日から施行する。

２　第１０条第１項第４号及び第１３条第２項の規定は、次の任期から適用する。

附　則

この規約は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成１４年４月１日から施行し、第３条の改正規定は、平成１３年９月２５日から、別表の改正規定中白井市に係る部分は、平成１３年４月１日から適用する。

附　則

１　この規約は、平成１６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、様式第１号の改正規定は、平成１６年３月１日から適用する。

２　改正後の第５条の規定は、この規約の施行日以後に加入する会員について適用し、同日前に加入する会員については、なお従前の例による。

附　則

この規約は、平成１７年４月１日から施行し、別表の改正規定に係る部分は、平成１７年３月２８日から適用する。

附　則

この規約は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、様式第１号を改正する規約は、平成１９年３月１日から適用する。

附　則

この規約は、議決の日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

この規約は、議決の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この規約は、平成２９年４月１日から施行し、改正後の第１８条の規定は、平成２７年１０月１日から適用する。

附　則

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日から施行する。

2　改正後の第10条第１項第４号及び第12条第２項の規定は、議決の日以後、直近の役員選挙から適用する。

別　表

選　挙　区	所　属　地　区
第　一　区	千葉市、船橋市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市及び千葉県市町村職員共済組合の各支部
第　二　区	銚子市、成田市、佐倉市、旭市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、印旛郡及び香取郡の各支部
第　三　区	館山市、木更津市、茂原市、東金市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、いすみ市、南房総市、山武市、長生郡、山武郡、夷隅郡及び安房郡の各支部
第　四　区	市川市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市の各支部